

論点



岩尾総一郎氏
いわおそういちろう

日本尊厳死協会理事長、慶應義塾大学客員教授。厚生労働省医政局長、世界保健機関(WHO)センター長などを歴任。66歳。

人生の最期が近づいた時に、多くの人は延命治療を望んでいない。にもかかわらず、その意思を書面(事前の宣言書)リビングウィルなどで残す人が少ないのはなぜだろう。

リビングウィルの法制化

終末医療議論が重要

て、どんな医療を受けたいか、受けたくないか、などをリビングウィルに残すことについて、70%の国民が「賛成」している。過去3回の調査と合わせ見ると、「書面に記しておく」とは、実際にリビングウィルを作成している人はわずか3%しかいないのだ。「女性の会」の調査でも、「書面にしている」と答えた人は5%に過ぎない。

両調査を見る限り、病気が不治で、かつ終末期に近づいているとき、多数の人々が延命治療を望まない意識は定着したように見える。ところが厚労省の調査では、実際にリビングウィルを作成している人はわずか3%しかいないのだ。

これは、脳死における移植を認めた臓器移植法の成立のときにも経験した。脳死という新たな死の概念を

人が67%に達している。同様の調査をNPO法人「高齢社会をよくする女性の会」も公表した。「治る見込みがなく、全身の状態が極めて悪化した場合、延命のための人工呼吸器を装着してほしいか」との設問に、87%の人が「してほしい」と答えている。

がん末期の父親の姿を追った映画「エンディングノート」が話題になり、「終活」なる言葉が流行るなど、終末期の延命治療に否定的な意見が浮かび上がってくる。

リビングウィルの法制化でも同じことが言える。多数の人が延命治療を望んでいないという事実を医療側が受け止めて中止しても、医療側が罪に問われない法律の制定は、患者の権利を守ることにつながる。

それを実現するには、政治のリーダーシップが必要だ。尊厳死法案は超党派の国會議員らによってすでに形になっているが、政権交代もあって、国会提出の手前で足踏みしている。

まず国会で議論してもらいたい。そうすればリビングウィルの重要性に対する国民の理解は飛躍的に深まるはずだ。

と私は考える。もちろん、リビングウィルの作成を義務づけるわけではなく、その効力に法的裏付けを持たせることだ。

今年、終末期に関する国民の意識調査が相次いで公表された。一つが、厚生労働省による「人生の最終段階における医療に関する意識調査」だ。自分の判断能力がなくなった場合に備え